

## 新発田市緊急経済対策スナック等家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を直接的又は間接的に受け、売上が低迷している「スナック」、「バー」、「ラウンジ」又は「パブ」の営業を行う事業者のうち、施設等を賃借して営業を行う事業者に対して、協力事業者が負担する当該施設の賃料相当額を予算の範囲内で新発田市緊急経済対策スナック等家賃補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

- (1) 「スナック」、「バー」、「ラウンジ」又は「パブ」のいずれかの営業を行っていること。
- (2) 市内に対象となる施設を有する法人又は個人事業主であること。
- (3) 対象となる施設を通常賃借して使用していること。
- (4) 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (5) 上記暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと及び暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持又は運営に協力、若しくは関与していないこと。

(6) 法令若しくは公序良俗に反する行為をしないこと又はそのおそれのある行為をしないこと。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象とする賃料は、令和3年8月分及び9月分として支払うべき賃料相当額の合算額とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、10万円を上限とし、実費とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、令和3年10月8日までに緊急経済対策スナック等家賃補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を変更することができる。

2 この補助金の交付の申請は、実績報告を兼ねるものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金交付の決定をしたものについては、緊急経済対策スナック等家賃補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、不交付の決定をしたものについては緊急経済対策スナック等家賃補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、事業者が第2条各号のいずれかに該当しなくなったと認める

ときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(制度の廃止)

第9条 市長は、社会情勢の変化等により本制度を廃止することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から実施する。